

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富良野市は、固定資産税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富良野市長

公表日

令和7年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法、その他地方税に関する法律及び市税条例に基づき、固定資産税(都市計画税)の賦課徴収及び地方税に関する調査を実施する。 地方税法、その他地方税に関する法律及び市税条例に基づき、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。 ①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価及び価格の決定 ②固定資産税(都市計画税)額の算定 ③納税義務者等への税額等の通知事務 ④固定資産税(都市計画税)の減免に関する事務 ④固定資産に係る証明書の発行事務 ⑤固定資産課税台帳の照会に係る事務 ⑥固定資産税(都市計画税)の過誤納金還付・充当事務
③システムの名称	総合行政情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税マスターファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富良野市市民生活部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部税務課(電話0167-39-2302)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、住基ネットでの照会については、住所を含む3情報により照会を行っている。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務系と他の領域との分離を行っている。また、システムへのログインは、IDとパスワードによって行い、事務に応じて権限を設定しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成30年7月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一(16の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
平成30年7月12日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシ	事後	
平成30年7月12日	I-5-② 所属長の役職名	税務課長 清水 康博	税務課長	事後	
平成30年7月12日	I-7 請求先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部税務課(電話0167-39-2302)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	事後	
平成30年7月12日	I-8 連絡先	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部総務課(電話0167-39-2300)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部税務課(電話0167-39-2302)	事後	
平成30年7月12日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月12日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策		改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年7月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年2月22日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシ	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシ	事後	
令和7年11月21日	I-1③ システムの名称	総合行政システム	総合行政情報システム	事後	
令和7年11月21日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	法改正に伴う変更
令和7年11月21日	I-4-② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二27の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	【情報提供の根拠】 なし(当該事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	法改正に伴う変更
令和7年11月21日	I-5-① 部署	富良野市総務部税務課	富良野市市民生活部税務課	事後	組織改編に伴う変更
令和7年11月21日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部税務課(電話0167-39-2302)	〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市市民生活部税務課(電話0167-39-	事後	組織改編に伴う変更
令和7年11月21日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	
令和7年11月21日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	
令和7年11月21日	Ⅳ-8 リスク対策(人手を介在させる作業)		追加	事後	様式変更
令和7年11月21日	Ⅳ-11 リスク対策(最も優先度が高いと考えられる対策)		追加	事後	様式変更